

保護者の皆様へ

大阪府立生野聴覚支援学校

出席停止の届け出について

学校においては幼児・児童・生徒が、感染症（別紙）にかかった場合（感染症にかかっていると医師が診断した場合）、学校保健法により出席停止の取り扱いを行っています。

医師に感染症と診断された場合、病名といつからその病気で休んでいるかを学校へ連絡してください。

出席停止の場合、その感染症で休んだ日は出席日数にも欠席日数にも数えませんので、医師から登校の許可がでるまで十分な休養につとめてください。

また学校での感染症のまん延を防ぐために、登校の際には医師に「学校感染症等に係る登校に関する意見書」を記入してもらい、提出してください。

「学校感染症等に係る登校に関する意見書」の用紙は、このプリントと一緒に、配布しますので、ご家庭で保管し、必要時にご使用ください。